

「とびだせ市長室」実施要領

1 目的

市民団体と市長が、美濃加茂市について懇談会形式で意見交換を行い、市政運営の参考とする。

2 対象となる市民団体

美濃加茂市内に在住または、通勤・通学している者で構成される10名以上の団体で「とびだせ市長室」に応募した団体とする。ただし、特に市長が認める場合はこの限りでない。

なお、次に該当する場合は対象外とする。

- ・ 営利目的や政治、宗教に関する内容を懇談の内容とする団体
- ・ 公序良俗に反する、又はその恐れがある団体
- ・ 特定の個人や団体に対する誹謗、中傷を懇談の内容とする団体
- ・ その他、事業の趣旨に添わないと思われる団体

3 テーマ

応募団体が美濃加茂市の活性化や市民協働に関する内容を懇談会のテーマとして設定。

4 実施方法

- (1) 実施希望団体が応募（別紙申込書の提出、参加人数は10名から20名程度）
- (2) 実施団体の決定及び開催日程の調整
- (3) 懇談会の実施（1時間程度）

5 開催日程

実施団体と美濃加茂市の協議の上決定する。

6 開催会場

応募団体をご用意いただいた会場、またはオンライン会議システム等を利用したウェブ上のミーティングルーム。

7 応募方法

次のいずれかの方法で、希望日の約1か月前までに申込書等を提出するものとする。

- ① 申込書（別紙）を美濃加茂市秘書広報課窓口（本庁舎2階）へ提出。
- ② 申込書を添えて、メールで秘書広報課まで提出（kouhou@city.minokamo.lg.jp）

8 その他

- ・ 自然災害の発生等の公務の場合、または市民団体からの参加者が10名未満となった場合、実施を中止させていただくことがあります。
- ・ 本実施要領は、事前の予告なく変更する場合があります。
- ・ 懇談開始後、実施対象外となる団体と判断した場合には、懇談を中止する場合があります。